

令和3年度愛媛県精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修実施要領

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は次のとおり実施方法の変更を行います。御理解と御協力をお願いいたします。

- ①講義部分をオンラインにて実施
- ②募集人数を100名から30名へ小規模化し、演習を1日に集約して実施

受講方法

- ・講義はYouTube（限定公開）によるオンライン配信を行います。
- ・講義は8月2日（月）から8月16日（月）までの期間のみ視聴が可能です。プログラムの全過程を視聴し、所定のレポートを期日までに提出してください。
- ・講義を視聴するためのURLは、申込書に記載いただいたメールアドレスに8月2日（月）にお知らせします。

受講環境

- ・動画は、事業所または個人所有のコンピュータ、スマートフォン、タブレット等の動画視聴ができる機器全てで視聴可能です。
- ・Wi-Fi または有線(LAN ケーブル)でのインターネット接続環境下で視聴してください。通信量が非常に多いため、4G等の携帯電話回線での接続の場合、利用制限がかかることや多額の通信費用が発生することがあります。

1 目的

精神障がい者の特性に応じた適切な支援がより一層行えるよう、障がい福祉分野と介護分野の双方で精神障がい者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するため、精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修を実施する。

2 主催 愛媛県

3 日時

[講義] オンライン開催
(動画配信期間 令和3年8月2日(月)～16日(月))
[演習] 令和3年8月23日(月) 10時00分～16時30分
※研修の内容(カリキュラム)については、別紙のとおりです。

4 研修会場

愛媛県身体障がい者福祉センター 2階 大会議室
(松山市道後町2丁目12-11) ※別添研修会場案内図参照

5 受講対象者

所属する事業所及び部署の長(以下「所属長」という。)の推薦を受けた者のうち、次の要件を満たし、全ての課程を受講できる方を対象とします。

原則として、愛媛県内の障害福祉サービス事業所等において、現に精神障がい者支援の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者。

- (1) 相談支援専門員
- (2) 障害福祉サービス事業所等の職員であって(1)以外の者
- (3) 市町等の障がい福祉担当課の職員

6 定員 30名程度

7 受講料 無料。使用テキストについては、愛媛県で用意します。ただし、研修会場までの受講者の旅費、昼食代等については、自己負担とします。

8 受講申込手続き

(1) 申込受付期間

申込受付開始日から令和3年7月16日（金）まで

(2) 申込方法

所属長は、受講申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、下記14の申込み先まで郵送してください。

【注意事項】

- ①電子メール又はFAXでの申込みはお受けできません。
- ②普通郵便でも構いませんが、追跡システムを利用できるレターパックライトでの郵送をお勧めいたします。
- ③押印、記入漏れ等の不備がある場合は受理できませんので、十分な確認をお願いします。
- ④修了者に修了証書を交付しますので、受講者の氏名については、楷書で明記するとともに誤字・脱字のないように注意してください。

9 受講者の決定及び通知

申込受付期間終了後、令和3年7月23日（金）までに、受講の可否を「所属長あて」（申込者個人あてには発出しません。）に書面で通知します。万が一、期日を過ぎても通知が届かない場合は、下記14の問合せ先まで照会してください。

申込者数が定員を超える場合は受講できないこともありますので御了承ください。

なお、令和3年度については、研修修了者がいない特定相談支援・障害児相談支援事業所の相談支援専門員から受講の申込みがあった場合は、優先的に受講決定を行うこととします。

10 修了証書の交付

下記の要件を全て満たす者に修了証書（様式第2号）を交付します。

- (1) 県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を終了した者
- (2) 講義のオンライン配信の視聴後、レポートを県へ期日までに提出し、内容が適当と認められた者
- (3) 受講態度が良好である者

※レポートの未提出等、県が適当でないと判断した者には修了証書は交付いたしません。

※理由の如何に関わらず、研修（演習）開始から10分以上遅刻した場合、及び10分以上の途中退席がある場合は、欠席扱いとし、修了証書は交付いたしません。

※次の各号のいずれかに該当する時は、受講を中止する場合があります。

- ①遅刻を繰り返す者。
- ②学習意欲が著しく欠け（授業中の居眠り、スマホ操作等を含みます。）修了の見込みがないと認められる者。
- ③研修の秩序を乱し、その他の受講者に迷惑な行為を及ぼす者。

11 個人情報の取扱いについて

受講申込書に記載された個人情報については、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 41 号）に基づき適正に管理し、当該研修の業務管理及びに同修了者名簿の登載業務以外の目的で利用することはありません。

なお、氏名・勤務先を記載した受講者名簿を受講者間の交流や情報交換を目的として、全受講者に配付しますので、御承知おきください。

12 その他

- ・昼食は各自での準備をお願いします。
- ・駐車台数に限りがございますので、公共交通機関の御利用や乗り合わせでの来場について、御理解・御協力ください。なお、駐車場内でのトラブルに対しては、一切関知いたしません。

13 延期・中止の可能性について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、研修を延期または中止とする場合があります。その際は、県のホームページに掲載します。

14 問合せ先・申込み先

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 障がい支援係

担当：武市、北原

電話：089-912-2424

別紙 研修の内容（カリキュラム）

【講義部分】 オンライン開催

（動画配信期間 令和3年8月2日（月）～8月16日（月））

内 容	時間数	講師
1 精神障がい者の障がい特性の総論的理解 ○精神障がい者の定義 ○精神障がい者の特性の理解	40分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 法野 美和 (真光園)
2 障がい特性の理解と具体的な対応① ○障がい特性の理解及び具体的な支援方法（統合失調症・気分障害）	80分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 野村 智美 (十全ユリノキ病院)
3 障がい特性の理解と具体的な対応② ○障がい特性の理解及び具体的な支援の仕方（高齢期・依存症・発達障害）	90分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 西條 昌代 (平成病院)
4 社会資源と連携、家族支援 ○関係機関との連携方法 ○精神障がいを取り巻く社会資源の理解 ○家族支援の理解	45分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 菊地 健 (内子町地域包括支援センター)

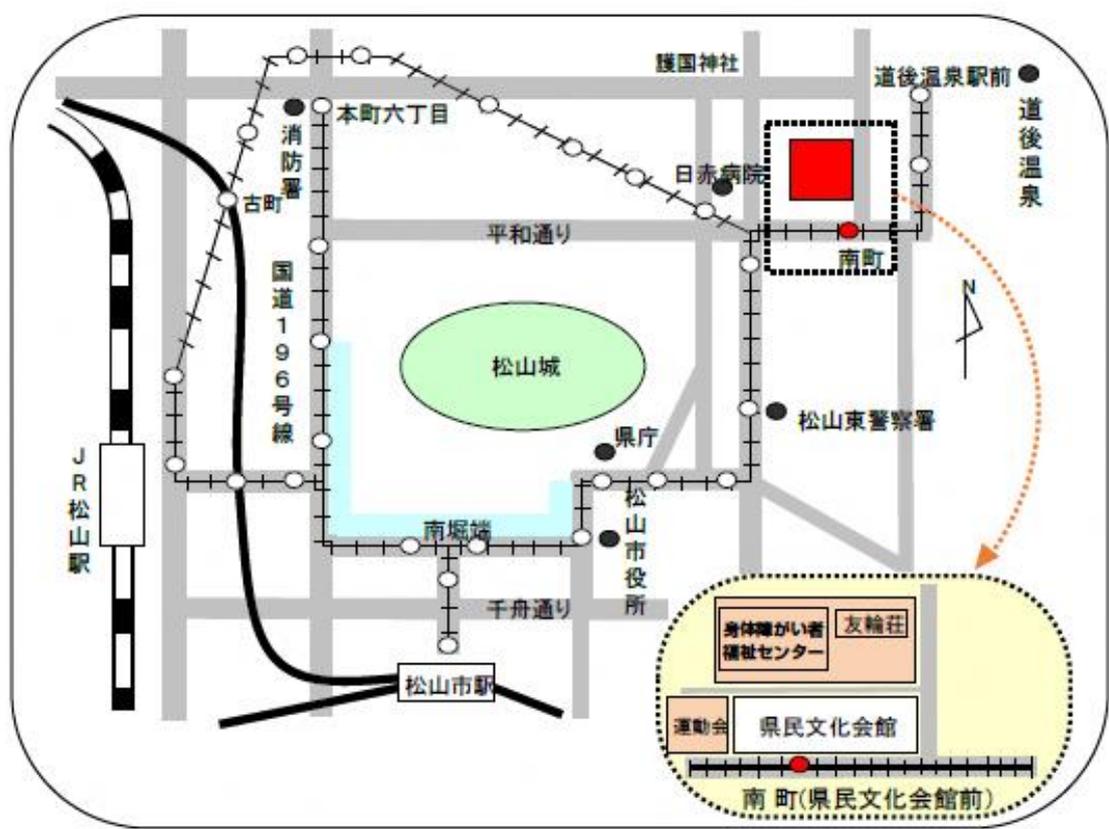
【演習部分】 令和3年8月23日（月）10時00分～16時30分

（研修オリエンテーション 10時00分～10時10分）

内 容	時間	時間数	講師
		290分	
1 演習A（グループワーク） ○障がい特性の理解と想定 ○想定場面での対応方法及び援助技術①	10：20 ～ 11：50	90分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 平田 富美香 (（福）きらりの森)
2 当事者の想いを理解 ○精神障がい者の理解	12：50 ～ 13：45	55分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 清家 斉 (（福）きらりの森)
3 演習B（グループワーク） ○障がい特性の理解と想定 ○想定場面での対応方法及び援助技術②	13：55 ～ 14：55	60分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 清家 斉 (（福）きらりの森)
4 演習C（グループワーク） ○効果的な支援のための関係機関との連携方法	15：05 ～ 16：15	70分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 清家 斉 (（福）きらりの森)
5 研修総括	16：15 ～ 16：30	15分	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 清家 斉 (（福）きらりの森)

別添 研修会場案内図

愛媛県身体障がい者福祉センター 2階 大会議室
 (松山市道後町2丁目12-11 TEL 089-924-2101)



【館内図】

